

香川県知事 池 田 豊 人 殿

香川県監査委員	白 鳥 一 雄
同	武 田 宏 之
同	鏡 原 慎一郎
同	城 本 宏

香川県内部統制評価報告書審査意見書

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1 審査の概要

(1) 審査の期間

令和 8 年 7 月 7 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

(2) 審査の着眼点

- ①知事による評価は、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- ②内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断は、適切に行われているか。

(3) 審査の実施内容

知事から提出された、令和 7 年度香川県内部統制評価報告書及び参考資料を中心に、必要に応じて関係部局に説明を聴取したほか、既に実施した定期監査の結果も考慮に入れて、審査を実施した。

2 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

3 審査の意見

評価対象期間において、重大な不備は認められなかったものの、認識不足等を原因とする軽微な不備が全庁的に発生し、評価部局による現地検査では、指導件数が増加する状況が続き、前回の指導事項が改善されていない不備もあることから、再発防止やリスクに対する職員の意識向上に向けて、不適切事項の原因分析や情報共有等に一層取り組む必要がある。また、内部統制の取組みを形骸化させないように、自己評価の結果等を踏まえたリスクの洗い出しを十分に行うとともに、財務事務やリスク管理の引継ぎ方法等を含め、当制度の整備・運用のあり方について改めて検討を行う必要がある。